

「現場環境改善費」Q&A

(1)

R7.5.1～

<p>Q1 熱中症対策を現場環境改善費で実施する場合、「熱中症対策に係る現場管理費補正」との使い分けは？</p>	<p>A1 使い分けは下記のとおりです。</p> <p>【現場環境改善費での熱中症対策】 現場の施設や設備に対する熱中症対策費用(冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、ミストファン、日よけテントなど)</p> <p>【熱中症対策に係る現場管理費補正】 従業員個人に対する熱中症対策費用(塩飴、経口保水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど)</p>
<p>Q2 トンネル内作業やダム内作業は屋外工事といえるのか</p>	<p>A2 トンネル・ダム工事にかかる新設及び補修工事等は、屋外工事と判断します。</p>
<p>Q3 当初は率計上していたが、受注者より、現場環境改善に取り組まない旨申し出があった場合は、どのような対応とするのか。</p>	<p>A3 現場環境改善費の率計上を減じ、設計変更を行ってください。減点等の罰則はありません。</p>
<p>Q4 当初は、現場環境改善費の対象外工事として発注したが、受注者より実施希望があった場合、変更してよいか。</p>	<p>A4 実施の妥当性を確認したうえで、設計変更により対応してください。なお、対象外には屋内工事も含まれます。</p>
<p>Q5 要領「IV 適用の範囲」における”実施が困難なもの”、”効果が期待できないもの”の具体例は？</p>	<p>A5 現場事務所を設置しない工事や、屋外での作業期間が短期間の工事などと考えます。</p>
<p>Q6 現場環境改善費の実施内容の対象は、別表第1に記載されたもののみか。</p>	<p>A6 別表第1に記載のない内容であっても、受発注者間の協議において、妥当と判断されれば対象とできます。</p> <p>国や他県の事例を参照されても構いません。 「現場環境改善費 事例」で検索をかけてみてください。</p>
<p>Q7 農村整備課・農地整備課所管事業や災害復旧事業など、本要領の対象から外れている事業については、計上できないのか。</p>	<p>A7 農村整備課・農地整備課所管事業、災害復旧事業については、【農業農村整備事業版】、【災害復旧事業版】が別途策定されていますのでそちらに従ってください。 水産課所管事業や港湾空港課所管事業については、各積算基準に従ってください。</p> <p>※災害復旧事業版についてはR7.5中頃に発出予定</p>